

○財務省告示第二百六十九号  
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に  
基づき、平成二十四年七月十七日に発行した個人  
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年八月九日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第八百二回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	東日本大震災からの復興のため の施策を実施するために必要な 財源の確保に関する特別措置法 （平成二十三年法律第百十七号 ）第六十九条第四項
三	振替法の適 用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で二百三十五億五百三 十二万円
五	最低額面金 額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
七	発行日	平成二十四年七月十七日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利子の 適用利率	年〇・〇五パーセント

十 経過利子の  
払込み

(一) 各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{償付金} \times \text{償付率}}{100} \times \frac{365}{2}$$

十一 第二期か  
ら第六期  
までの利  
子の適用  
利率

年〇・〇五パーセント

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十二

第七期以  
後の利子  
の適用利  
率

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が五年を超え、十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複

十三 初期利子

利率。ただし、 $0.66$ を乗じた率。ただし、乗じた率が $0.05$ パーセントを下回るときは、 $0.05$ パーセントとする。  
平成二十五年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号から第十六号において規定する期日について同じ。）。

十四 第二期末から第六期までの利子

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{償付金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第七期以後の利子

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{償付金額} \times \frac{\text{第十二号に規定する第七期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還期限  
十七 償還金額

平成三十四年七月十五日  
額面金額百円につき百円

払込期日  
払込場所  
払込換金  
中途扱い  
の取扱い

平成二十四年七月十七日  
日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成二十  
五年七月十五日以後において行  
うこととし、その買取金額は、  
次の区分に応じ、それぞれの算  
式により算出した金額とする。  
(一) 平成二十五年七月十五日か  
ら平成二十六年一月十五日前  
までの間の場合

$$\text{前払の利息に相当する金額} + \frac{79.685}{100} \times \text{前払の利息に相当する金額} - \text{受入経過利息に相当する金額}$$

なお、受入経過利息に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利息に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利息が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日

× から発行日までの日数

$$\frac{365}{\text{×}}$$

(二) 平成二十六年一月十五日以

後の場合

す  
前  
の  
直  
前  
の  
利  
子  
に  
相  
当  
す  
る  
金  
額  
+  
逢  
週  
利  
子  
に  
相  
当  
す  
る  
金  
額  
-  
(  
買  
い  
取  
る  
日  
の  
直  
前  
の  
利  
子  
支  
払  
期  
に  
支  
払  
わ  
れ  
た  
利  
子  
に  
相  
当  
す  
る  
金  
額  
×  
 $\frac{79.685}{100}$   
+  
そ  
の  
直  
前  
の  
利  
子  
支  
払  
期  
に  
支  
払  
わ  
れ  
た  
利  
子  
に  
相  
当  
す  
る  
金  
額  
×  
 $\frac{79.685}{100}$ )

二十一

中途換  
金の特  
例

個人  
の  
ほ  
か  
、  
前  
号  
に  
よ  
る  
取  
扱  
い  
の  
ほ  
か  
、  
向  
け  
国  
債  
を  
有  
す  
る  
者  
(  
相  
続  
税  
法  
第  
七  
十  
三  
号  
)  
第  
二  
十  
一  
条  
の  
四  
第  
一  
項  
に  
規  
定  
す  
る  
特  
別  
障  
害  
者  
扶  
養  
信  
託  
契  
約  
の  
受  
益  
者  
を  
含  
む  
。)  
が  
、  
死  
亡  
し  
た  
と  
き  
に  
は  
そ  
の  
相  
続  
人  
が  
、  
又  
は  
そ  
の  
居  
住  
す  
る  
市  
町  
村  
(  
特  
別  
区  
を  
含  
み  
、  
地  
方  
自  
治  
法  
(  
昭  
和  
二  
十  
二  
年  
法  
律  
第  
六  
十  
七  
号  
)  
第  
二  
百  
五  
十  
二  
条  
の  
十  
九  
第  
一  
項  
の  
指  
定  
都  
市  
に  
あ  
っ  
て  
は  
、  
当  
該  
市  
又  
は  
当  
該  
市  
の  
区  
と  
す  
る  
。)  
の  
区  
域  
に  
お  
い  
て  
、  
災  
害  
救  
助  
法  
(  
昭  
和  
二  
十  
二  
年  
法  
律  
第  
百  
十  
八  
号  
)  
に  
よ  
る  
救  
助  
の  
行  
わ  
れ  
る  
災  
害  
が  
発  
生  
し  
、  
当  
該  
災  
害  
に

二十二

元利金  
支払場

かかつたときには当該個人向け  
 国債を有する者が平成二十五  
 年七月十五日前であつても、当  
 該個人向け国債の中途換金を請  
 求することができないものとし、  
 その買取金額は、次の区分に応  
 じ、それぞれ別の算式により算出  
 した金額とする。

(一) 平成二十五年一月十五日か  
 ら平成二十五年七月十五日前  
 までの間の場合

$$\frac{\text{償付金額} + \text{経過利子に相当する額}}{\text{償付金額} - (\text{初期利子に相当する額})} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する額}$$

(二) の場合

償付金額 + 経過利子に相当する額  
 の金額 - (経過利子に相当する額)  
 の金額 - (経過利子に相当する額)  
 日本銀行

二十三

東日本  
大震災  
復興事  
業記念  
貨幣の  
贈呈及  
び贈呈

第六期の利子支払期(以下「基  
 準日」という。)において個人  
 向け国債を有する者に東日本大  
 震災復興事業記念貨幣を贈呈す  
 ることとし、その贈呈枚数は、  
 基準日における各取扱機関の各  
 口座の残高ごとに、次の算式に

枚数の  
計算方  
法

より算出した数とする。ただし、小数点以下は切捨てる。なお、基準日前に個人向け国債を有する者が死亡し、基準日に当該個人向け国債を相続する者が確定していない場合には、基準日における被相続人の口座の残高を基に贈呈枚数を算出する。

(一) 東日本大震災復興事業記念一万円金貨

$$\text{贈呈金額} \times \frac{1}{10,000,000}$$

(二) 東日本大震災復興事業記念千円銀貨

(イ) 額面金額が一千万円未満の場合

$$\text{贈呈金額} \times \frac{1}{1,000,000}$$

(ロ) 額面金額が一千万円以上の場合

$$\text{贈呈金額} \times \frac{1}{1,000,000}$$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{前記(一)の算式で算出した東日本大震災復興事業記念1万円金貨の枚数} \\ \times 10 \end{array} \right]$$

各取扱機関は、基準日において東日本大震災復興事業記念貨幣の贈呈等に必要となる個人向け

業記念  
貨幣の  
贈呈等  
に必要  
な個人  
情報等  
の提供

国債を有する者の個人情報等  
（氏名、住所、電話番号、保有  
残高等）を、基準日の属する月  
の月末までに、財務省もしくは  
財務省が指定する者に提供す  
る。